二　次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成二十九年五月一日から平成三十年四月三十日までの期間　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百二十以上百三十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

ロ　平成三十年五月一日から平成三十一年四月三十日までの期間　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百二十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

第四十条の四第十九項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十九項第二号中「(当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。)」を「こと」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十八項第二号中「(当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。)」を「こと」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項各号を次のように改め、同項を同条第二十二項とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成二十九年五月一日から平成三十年四月三十日までの期間　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百二十以上百三十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

ロ　平成三十年五月一日から平成三十一年四月三十日までの期間　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百二十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

第四十条の四第十六項中「第九十条の十二第一項第五号ニ(1)」を「第九十条の十二第一項第六号ハ(1)(ii)」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「第九十条の十二第一項第五号ニ」を「第九十条の十二第一項第六号ハ」に改め、「要件」の下に「(平成二十八年軽油重量車基準(同項第六号ハ(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。)」を加え、同項第一号中「定める」の下に「窒素酸化物及び粒子状物質の」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項第二号中「当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。)」を「こと」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　法第九十条の十二第一項第六号ハ(1)(i)に規定する平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

第四十条の四第十三項及び第十四項を削り、同条第十二項中「第九十条の十二第一項第五号ロ」を「第九十条の十二第一項第六号ロ」に改め、「要件」の下に「(平成三十年軽油軽中量車基準(同項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。)」を加え、同項第一号中「(3)」の下に「の窒素酸化物及び粒子状物質の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項第二号中「当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。)」を「こと」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第九十条の十二第一項第五号イ」を「第九十条の十二第一項第六号イ」に改め、同項を同条十七項とし、同条第十項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十項第二号中「当該」を「及び当該」に改め、「又は平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を削り、「自動車に限る。)」を「こと」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の四項を加える。

13　法第九十条の十二第一項第五号に規定する石油ガス自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準(法第九十条の十二第一項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年石油ガス軽中量車基準(法第九十条の十二第一項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成二十九年五月一日から平成三十年四月三十日までの期間　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。